医６５－１号

**診療所病床設置許可事項の変更届**

年 月 日

 　　　　　　　　　保健所長　様

開設者

　 次のとおり診療所の病床設置許可事項の一部を変更したので、医療法施行令第４条第２項の規定により届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 開設者 | 住所又は主たる事務所の所在地 | 〒（℡ ） |
| 氏名又は名称 |  |
| 施設の名称 |  | 開設の場所 | 〒  （℡ ） |
| 変更した理由 |  |
| 診療科目 |  | 変更年月日 | 年　　　月　　　日　 |
| 変更前の病室・病床数 | 一般　　　　　　室　　　　　　床療養　　　　　　室　　　　　　床 |
| 計　　　　　　 室　　　　　　床 |
| 変更後の病室・病床数 | 一般　　　　　　室　　　　　　床療養　　　　　　室　　　　　　床 |
| 計　　　　　　 室　　　　　　床 |
| 備　考 |  |

※届出が必要な場合

（１）一般病床が減少する場合又は一般病床の全体の病床数に変更がなく病室ごとの病床数が変更になる場合。

（２）療養病床に係る病室の病床数が減少する場合。

（３）有床診療所を廃止した場合。（廃止届と同時提出。なお，届出により病床を設置した診療所は，医６５－２号を使用すること。）

 [添付書類]

１　建物の構造設備概要及び新旧平面図（各室の用途を示し、病床の種別を明示すること。）

２ 病室及び居室の概要（床面積、採光面積、開放面積、天井高、前面廊下幅等）の新旧を記載した書類［別紙3］　※９床以下の診療所は、前面廊下幅、階段幅等の記載は不要

　　３　変更箇所の新旧が対照できる新旧対照表［別紙4］

［留意事項］

（１）開設者が法人等の場合は、診療所変更許可申請等が必要。

（病室の病床数のみが減少する場合は、開設許可事項の変更届（医２３号）が必要）

（２）開設者が臨床研修等修了医師、臨床研修等修了歯科医師の場合は、同時に開設届出事項の変更届（医２５号）が必要。